

4/1 組合加入説明会を行います!

～新規採用者研修初日、全ての医療職に向けて～

この春から山口大学医学部・附属病院へ新たに就職される方を対象に、組合説明会をおこなう予定です。現在、準備を進めています。

(日時) 2025年4月1日(火) 17:15～

(場所) 医修館 / (対象職種) 研修医、医療技術職員、看護職員、医療事務職員など計 131 名 (3/1 時点)

事前の準備や当日に協力していただける方を募集します(資料準備作業、当日の手伝いなど)。ご都合つく方は書記局までご連絡ください。メンバーを増やして、仲間の輪を広げましょう!



就業規則改正説明(4/1 付)を受けました

3/7 に大学より説明を受けました。7 件の改正説明がありましたが、とくに医学部・附属病院ではたらくみなさんに関わる改正案をお知らせします。

1 扶養手当の改正(配偶者手当の段階的廃止、子の手当の増額)

2 年間(2025 年度・2026 年度)で段階的に実施されます

扶養親族		現行	2025 年度	2026 年度
配偶者	行(1)7 級以下	6,500 円	3,000 円	廃止
	行(1)8 級	3,500 円	廃止	
子(1 人当たり)		10,000 円	11,500 円	13,000 円

※16 才から 22 才(15 才になった日以後の 4/1 から 22 才になった日以後の 3/31 まで)の子への、上記にプラス 5,000 円は変わらず

配偶者手当廃止については、子の扶養手当と比較してマイナスを被る職員がどれだけいるのか資料を請求する予定です。



2. 子の看護休暇の拡充(対象：小学校等終期・義務教育学校前期・特別支援学校小学部終期)

育児・介護休業法の改正にもとづき取得の要件が広がります。

(現行) 子の看護休暇(5 日)「けがや病気の子の世話」「予防接種・健康診断の付き添い※①」「学校行事への参加」

(改正案) → 「感染症等での学級閉鎖による世話」「入・卒式への参加※②」の 2 条件を追加

※①すでに付与されている「予防接種等休暇(2 日)」を使い終えたのちに取得可。

※②すでに付与されている「学校行事休暇(5 日)」を使い終えたのちに取得可。

常勤職員の場合は有給休暇となりますが、非常勤職員は、無給特別休暇となっています。組合は、他の休暇も含めて非常勤職員の有給休暇を拡充するよう大学へ求めています。

3. 新たな職名の新設(医学部附属病院リハビリテーション部)

リハビリテーション部の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士に、それぞれ「技師長」の職名を加える。(現行「士長」から「技師長」へ改訂)

4. 一時金支給(2025年4月給与にて支給)

大学が人勧準拠せず、支払わないとした賃金の上乗せ分8か月分(2024年4月~同11月)のうち、4か月分(8月~11月)が、一時金として職員へ還元されることになりました。

大学の「12月実施」案に対して組合が粘り強く交渉を続けた結果です。(2025年4月給与で支払い)

ただし、「ベースアップ手当」(2024年6月~同11月)が支給されている医療職員に対しては、手当



の総支給額と一時金を相殺して支払うとしています。ベースアップ手当は、俸給・手当等の2.3%です。対して今回の人勧は、多い方では1か月に賃上げ率が14%アップとなる方もあり、たとえば月給20万の場合、ざっくり計算して差し引き約9万円が戻ってくる計算となります。しかし留意する条件として「2025年3月1日に在職」し、対象期間(昨年8月~11月)に病気休職・大学院修学休業を取った者には支払わないとしています。「1日でも休職すれば支給しない」には組合は反対する構えです。

★書記局からのお知らせ★



「一言カード」にご協力ください! ~ケア労働者の大幅賃上げに向けて

全大教・医労連・自治労連でつくる医療3単産が、ケア労働者の大幅賃上げにむけてとりくみをさらに強化するため、現場ではたらくみなさんの声を募集しています。回答方法は、別紙チラシにご記入のうえ組合事務所まで送付、もしくはチラシにある二次元コードから回答いただくかの2通りです。みなさんの職場の状況や率直な思いなどをぜひ「一言カード」にお寄せください!(締め切り3月末日)

*みなさんからいただいたご意見は、国会議員要請や厚労省要請などで活用されます

組合メンバー特典 慶弔共済給付金制度 ~ぜひお申し込みを!~

入学・卒業のシーズンになりました。組合員のお子様の小学校入学・中学校入学には「入学祝金」、中学校卒業には「卒業祝金」をお渡しします。組合員さん本人の氏名とお子様の氏名・卒業・入学年月日をお知らせいただければ手続きができます。3年間はさかのぼって申請できますので、まずは組合までお問い合わせください。

このような場合も対象になります!

- 「退職祝金」(組合員歴3年以上)
- 「結婚祝金」(配偶者のお名前と事由発生日)
- 「出生祝金」(お子様のお名前と誕生日)
- 「銀婚祝金」
- 「傷病手当」(14日以上連続休業した場合。病名と休業期間を連絡)
- 「後遺障害見舞金」
- 「死亡見舞金」(本人、配偶者、子ども、両親)
- 「住宅災害見舞金」(火災だけでなく火災以外の災害も対象)

☆慶弔共済は組合員さんのみの特典です☆

